

岐阜地方労働審議会

第 1 回岐阜県陶磁器上絵付業最低工賃専門部会議事録

令和 7 年 6 月 2 4 日（火）5 階共用第 1 会議室

中家室長	定刻となりました。 本日は御多用のところ岐阜地方労働審議会第 1 回岐阜県陶磁器上絵付業最低工賃専門部会に御出席賜り厚く御礼申し上げます。 本日の最低工賃専門部会に当たり、岐阜地方労働審議会の臨時委員に任命され、専門部会において、家内労働者側代表と委託者側代表それぞれ 1 名の臨時委員が指名されておりますので、御挨拶をいただきたいと存じます。 では家内労働者側の和泉委員からお願いします。
和泉委員	（挨拶）
中家室長	続きまして、委託者側代表の若尾委員お願いします。
若尾委員	（挨拶）
中家室長	ありがとうございました。本来であれば、委員の皆様お一人ずつ御紹介させていただくべきところですが、時間の関係もございますので、お手元の資料№ 1（1 ページ）「岐阜地方労働審議会岐阜県陶磁器上絵付業最低工賃専門部会委員名簿」の配布をもちまして御紹介に代えさせていただきます。
中家室長	続きまして、岐阜労働局の出席者を紹介させていただきます。上田労働基準部長、安藤賃金室長補佐、加賀賃金指導官、そして私賃金室長の中家でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 さて、本日は委託者側代表の川本委員が欠席しておりますが、地方労働審議会令第 8 条第 1 項の定足数を満たしており、本審議会は有効に成立しておりますことを御報告いたします。 また、本審議会は公開審議ですが、公開公示をしたところ

	る、傍聴希望の申し出はございませんでした。 次に、本会は初めての審議会でございますので、部会長選出までの進行を事務局が務めさせていただきます。 審議に先立ちまして、上田労働基準部長から御挨拶申し上げます。
上田 基準部長	改めまして、労働基準部長の上田です。よろしくお願いします。 本日は委員の皆様におかれましては、業務多忙の中、当専門部会に御出席いただき厚く御礼申し上げます。また、この度は委員の御就任を賜り、御礼申し上げます。 これまでの状況を簡単に御説明申し上げます。 本県におきましては、最低工賃は3つの業種に定められております。今回御審議いただきますのが、陶磁器上絵付業ということで、茶わんとかの和食器、そしてマグカップなどの洋食器に転写紙の絵柄を貼る業務に対する最低工賃となっております。この陶磁器上絵付業の現在の有効な最低工賃は平成9年3月31日に効力が発生したものであり、最終改正は全国的にみてもかなり古いものとなっております。 このような状況を踏まえまして、昨年度、岐阜県陶磁器上絵付業最低工賃等実態調査を実施し、地方労働審議会において報告を行ったところでございます。 結果としまして、ポイントが2つあり、1点目としては最終改正があった平成9年以降工賃単価が上昇しており、最低工賃と乖離している状況がみられるということです。2点目は、家内労働法において、最低工賃は同一類似の業務に従事する労働者の最低賃金との均衡を考慮するとされているところであり、近年の最低賃金額の上昇率が高くなっているという、以上の事実を踏まえまして、本年3月5日に最低工賃の改正について諮問し、調査審議をするために家内労働法等関係法令に基づきまして、専門部会を設置したところです。 本日はその第1回目ということでございますのでそれ

	それぞれの立場から意見を賜りまして、御審議いただきたく存じます。 どうぞよろしくお願いいたします。
中家室長	では、これより第 1 回岐阜地方労働審議会岐阜県陶磁器上絵付業最低工賃専門部会を開催します。 それでは議事に入ります。 議題 1「部会長・部会長代理の選出について」でございます。 最低工賃専門部会の部会長については、3 ページの資料№ 2 にあります、地方労働審議会令第 6 条第 5 項に基づき、「当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。」とされております。 つきましては、公益委員から候補者を御推薦いただき進めていきたいと存じますが、いかがでしょうか。
各委員	異議なし。
中家室長	ありがとうございます。異議なしということで、それでは公益委員から御推薦をお願いします。
大野委員	(挙手) はい、よろしいでしょうか。
中家室長	はい、大野委員お願いします。
大野委員	部会長に浅井委員を推薦します。
中家室長	ただ今、大野委員から「部会長に浅井委員」との御推薦をいただきましたが、いかがでしょうか。
各委員	異議なし。
中家室長	ありがとうございます。 会長には浅井委員が選出されました。 次に部会長代理の選出について、でございます。 部会長代理は、地方労働審議会令第 6 条第 7 項に基づき、部会長があらかじめ指名することとされております。 浅井部会長から指名をお願いします。

浅井部会長	栗山委員を部会長代理として指名します。
中家室長	ただ今、浅井部会長から栗山委員を部会長代理とすると指名されました。 それでは浅井部会長からご挨拶をお願いします。
浅井部会長	(挨拶)
中家室長	続きまして、栗山部会長代理をお願いします。
栗山 部会長代理	(挨拶)
中家室長	ありがとうございました。 それでは、ここからの進行を浅井部会長にお願いします。
浅井部会長	それでは、議事を進めて参ります。 次の議題2「岐阜地方労働審議会岐阜県陶磁器上絵付業最低工賃専門部会運営規程(案)」について審議します。 事務局から説明してください。
中家室長	まずは、最低工賃専門部会の設置までの経過について説明します。 本年3月5日に開催されました令和6年度第2回岐阜地方労働審議会において、家内労働法第10条に基づき、岐阜県陶磁器上絵付業最低工賃の改正決定について、岐阜地方労働審議会会長あてに諮問がされました。 それを受けて本日の最低工賃専門部会の開催となっております。 次に審議会並びに専門部会に関する関係法令の説明をいたします。 3ページの資料№2「関係法令 抜粋」を御覧ください。 厚生労働省組織令第156条の2第2項に地方労働審議会の事務として、「都道府県労働局長の諮問に応じて、家内労働法の施行の業務に関する重要事項を調査審議すること。」と規定されております。

また、地方労働審議会令第7条第1項に「家内労働法第21条第1項の規定により審議会に置かれる専門部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。」とされており、皆様が指名され、本日の専門部会の開催となっております。

前後しますが、地方労働審議会令第6条第8項及び7ページの資料№3 岐阜地方労働審議会運営規程第9条において「当専門部会の議決は、当該議決をもって地方労働審議会の議決とする。」と規定されており、本年3月5日開催の岐阜地方労働審議会において、このことが議決されております。

次に、最低工賃専門部会の廃止については、3ページに戻りまして、地方労働審議会令第7条第3項に「最低工賃専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。」とされており、審議会の意見に対する異議申出がなかった場合、若しくは異議申出があり、異議審で原意見のとおりとする決定がされた場合には、その時点で専門部会を廃止することが、本年3月5日開催の岐阜地方労働審議会において議決されております。

ここまでは、既に決定されている議事となります。

次に9ページの資料№4「岐阜地方審議会岐阜県陶磁器上絵付業最低工賃専門部会運営規程(案)」を御覧ください。

この運営規程(案)はこれから御審議いただくものとなります。

第1条は、最低工賃専門部会の議事運営に係る規定です。

第2条は、専門部会の委員は、関係家内労働者を代表するもの、関係委託者を代表するもの及び公益を代表するもの各3名とすることを規定しております。

第3条は、最低工賃専門部長は、専門部会が議決を行ったときは、その都度、岐阜地方労働審議会に報告するこ

	とを、 第4条は、この規程の改廃について、当専門部会の議決に基づいて行うことを規定しております。 以上でございます。
浅井部会長	ありがとうございました。 それでは、「岐阜地方労働審議会岐阜県陶磁器上絵付業最低工賃専門部会運営規程（案）」について、それぞれ御意見をいただきます。 まず、家内労働者委員からお願いします。
森川委員	特に意見はございません。
浅井部会長	ありがとうございました。 それでは、委託者委員お願いします。
大脇委員	特に意見はございません。
浅井部会長	ありがとうございました。本規程に関しては特に御意見がないようですので、この案で決定といたします。 お手元の資料№4「岐阜地方最低賃金審議会運営規程」の（案）を削除して、附則に本日の日付を入れてください。 続きまして、議題3「岐阜地方労働審議会岐阜県陶磁器上絵付業最低工賃の議事並びに議事録の公開について」です。 事務局から説明してください。
中家室長	はい。 最低工賃専門部会は、最低工賃の改正決定に関する調査審議をしていただく場になります。 5ページの資料№3「岐阜地方労働審議会運営規程」を御覧ください。 第5条に「会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼす恐れがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害される恐れがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合に

	は、会長は、会議を非公開とすることができる。」と規定されております。また、7ページの第7条において最低工賃専門部会について第5条を準用すると規定されております。 このため、本日から公益委員、家内労働者側委員、委託者側委員の公労委三者が集まって議論を行う専門部会については、傍聴人を入れ、議事を公開するとともに、議事録及び資料を岐阜労働局ホームページに公開することとしております。 なお、審議における公益委員と家内労働者委員の二者協議、並びに公益委員と委託者委員の二者協議については、先程の第5条但書に該当することも想定されることから、部会長判断により非公開とするか、公開するかについて御協議をお願いします。
浅井部会長	ただ今の説明について、御意見を伺います。 家内労働者委員、御意見等ありますでしょうか。
森川委員	特に意見はございません。
浅井部会長	委託者側委員、御意見等ありますでしょうか。
大脇委員	特に意見はございません。
浅井部会長	それでは、「議事公開等の範囲」については、公労委三者が集まって議論を行う専門部会については、部会長判断により、公労・公委の二者協議を除き傍聴人を入れ、議事を公開するとともに、議事録及び資料については、岐阜労働局ホームページに掲載することを決定します。 次に、議題4「専門部会の審議日程(案)」についてです。 事務局から説明してください。

安藤賃金 室長補佐	11 ページの資料№ 5 「岐阜県陶磁器上絵付業最低工賃専門部会日程」を御覧ください。 最低工賃の各専門部会は日付順に、 本日 6 月 24 日（火曜日）午後 2 時から 第 1 回専門部会 9 月 8 日（月曜日）午後 1 時 30 分から 第 2 回専門部会 11 月 26 日（水曜日）午後 1 時 30 分から 第 3 回専門部会 令和 8 年 1 月 16 日（金曜日）午前 10 時から 答申に対して異議申出があった場合に開催する第 4 回専門部会 としています。 説明は以上です。
浅井部会長	ありがとうございました。 ただ今説明がありました審議日程につきまして、御意見を承りたいと思います。 家内労働者委員はいかがでしょうか。
森川委員	特に意見はございません。
浅井部会長	委託者委員はいかがでしょうか。
大脇委員	特に意見はございません。
浅井部会長	それでは、この日程で進めてまいります。 次に、議題 5 「岐阜県陶磁器上絵付業最低工賃の改正決定について」です。 事務局から、陶磁器上絵付業の改正諮問までの経過の説明をお願いします。
中家室長	13 ページ資料№ 6 「陶磁器上絵付業最低工賃の審議の流れについて」を御覧ください。 上から本年 3 月の令和 6 年度第 2 回岐阜地方審議会において、改正の諮問及び先程説明しました専門部会での議決に関する事項等が議決され、その後、関係労使の意見

聴取の公示を令和 8 年 3 月 6 日に行いましたが、意見書の提出はありませんでした。

本日、関係労使の意見聴取及び実地視察の実施について審議いただきます。実施することになれば、次回 9 月 8 日の第 2 回専門部会に向けて準備調整等を事務局で進めます。

まず、関係労使の意見聴取の実施についてですが、一つは意見書を委託者側、家内労働者側の関係団体に依頼し提出いただく方法、もう一つはそれぞれの団体が推薦する意見陳述者に専門部会へ御出席いただき意見を述べていただく方法があります。意見書をお願いする関係団体及び意見陳述者については、本日御出席の家内労働者側委員、委託者側委員に改めて推薦いただくこととなります。

次に委員による実地視察についてです。

実地視察とは、専門部会委員が陶磁器上絵付業の業務の実態を事業所等へ訪問し確認するものです。

具体的には、当専門部会委員の意見を踏まえつつ、視察地、視察対象となる作業工程等を選定し、各側委員の事業所等への訪問により実施することとなります。

本日、実地視察実施の必要性等について審議いただきたいと思います。

次に、金額の審議につきましては、9 月、11 月の第 2 回、第 3 回の専門部会で審議していただき、11 月 26 日の第 3 回専門部会で公示予定日を審議の上、答申の予定としています。

答申後は翌日に意見公示を行い、12 月 12 日の異議申出期限までに異議申出がなければ、公示手続きを進め、指定日発効となる見込みです。答申に対する異議申出があった場合は、令和 8 年 1 月 16 日に第 4 回専門部会を開催し、審議することとなります。

次に、15 ページの資料№ 7 「答申日別最短効力発生予定日一覧表」を御覧ください。この表で法定発効のスケジ

	ルールを確認できます。法定発効の場合、異議申出がなかった場合は２段目の発効予定日のとおり令和８年２月１２日が最短の法定発効の予定となり、異議申出があった場合は、異議審開催日の第４回専門部会が令和８年１月１６日となりますので、令和８年３月８日が最短の法定発効の予定日となります。 なお、法定発効は、この表の官報公示予定日の翌日から起算して３０日後、指定日発効の場合は法定発効の日より後の日付を公示文に指定することとなります。 次に１７ページの資料№８を御覧ください。 この表は岐阜県陶磁器上絵付業最低工賃の推移を表にしたものです。 表の一番上、左端の「品目」と記載されており、下に品目が記載されております。品目の欄の右側に改正の経過を示しております。昭和６０年に新設後改正を重ね、平成９年の改正を最後に、現在まで改正されておられません。 ２段目と３段目は適用委託者数と適用家内労働者数の推移、その下に各品目の工賃額、引上げ額等が記載されております。 下から３段目の行では岐阜県最低賃金の推移を載せています。 １９ページでは平成９年に改正され、現在適用されている岐阜県陶磁器上絵付業最低工賃の一覧です。 説明は以上です。
浅井部会長	事務局説明に対し、御意見はありますでしょうか。 なお、意見聴取、実地視察については後で改めてお聞きすることにしまして、ただ今の事務局説明につきまして御意見を伺います。 家内労働者側委員はいかがでしょうか。
森川委員	特にございません。
浅井部会長	委託者側はいかがでしょうか。

大脇委員	特にございません。
浅井部会長	ありがとうございました。 今回改正諮問に至った経緯について、改めて確認したいと思いますが、事務局から説明をお願いします。
中家室長	過去の岐阜地方労働審議会の議事録を確認しましたところ、家内労働者数と委託者数の双方が徐々に減少していたこと、工賃額も横ばいで推移していたことなどの理由から改正を行う状況にはないと判断されていたようです。 今回諮問に至った経過については、昨年度の実態調査の結果、家内労働者、委託者の減少は続いているものの、平成8年と令和6年では28年間で工賃の単価が上昇しており、令和3年と令和6年の3年間においても上昇していること、これが1つ。 2つ目は、事業場に雇用され、類似の業務、同じ陶磁器上絵付業に従事している労働者に適用される岐阜県最低賃金との均衡が図られているのか、という観点から、今回の諮問に至ったという経緯でございます。
浅井部会長	ありがとうございました。 それでは事務局から陶磁器上絵付業について説明してください。
中家室長	はい、陶磁器上絵付の作業について説明します。 先日若尾委員の事業場に伺い、その作業場で上絵付の転写貼り作業を見学し、撮影した動画を御覧いただきます。 （会場中央の机に茶わん、皿を置き、動画放映と併せて事務局説明。） ・茶わんや皿、マグカップに絵柄を付ける作業の一つに上絵付という工法がある。「上絵付」とは陶器を焼成したものの上に絵柄を付けるという意味で、その中に「転

	写貼り」という手法がある。 ・「転写貼り」とは、絵柄を印刷した転写紙を無地の陶磁器に貼る作業である。 転写紙は事業場に入荷されるときにはシート状になっていて、作業場で1枚ずつ切る。ただし、1枚ずつ切られた状態で委託事業者に入荷されるものもある。 ・切った状態の転写紙と無地の陶磁器を家内労働者のもとへ持っていく。 ・作業が完了した品物は委託者が家内労働者のもとへ収集に行き、委託者の作業場の窯で焼成して完成させる。 ・転写紙は水に浸して湿らせると、シートから絵柄がはがれるようになっている。 この転写紙を白地の陶磁器に位置合わせをしながら貼り付けていく。なお、貼り付ける陶磁器は転写紙を貼りやすくするため、お湯に浸してある。 ・転写紙を陶磁器に貼り付けた後、ハケ等を用いて水分を取り、空気を抜く作業を行う。 (画面放映終了。) なお、最低工賃の対象となる規格については、資料の19ページのとおり決まっており、例えば飯茶わん(ふたなし)の場合、直径が11センチメートル以上12センチメートル未満の丸形、平形のもので、転写業務1個につき3円50銭と規定されております。 最低工賃の適用はこの規格に適合するものが対象になりますが、この規格から外れる商品も多くあることを申し添えます。
安藤 室長補佐	次に実態調査の概要について御説明します。 資料№9「陶磁器上絵付業 家内労働工賃等実態調査の概要」を御覧ください。 1.調査対象に記載のとおり、令和6年度に委託状況届

の提出があった委託者のうち、委託業務の記入欄に「転写貼り、上絵付」と記載した委託者 17 社を調査対象として調査票を送付し、3 の調査項目については、委託者、家内労働者から回答を得ました。

提出状況は 4 のとおりで、委託者調査票の回収率は 100%、家内労働者調査票の回収率は 58 部でしたが、1 部は転写貼り以外の委託と判断されたので、データ化しておりません。

また、家内労働者については、委託者ごとに委託している家内労働者の人数が相違しており、家内労働者数が多い委託者は、家内労働者を抽出して回答を依頼しております。

22 ページから 27 ページの中段までが委託者調査票の調査結果、27 ページの中段から 30 ページまでが家内労働者調査票の調査結果です。

22 ページに戻りまして、上段の調査結果は委託者 17 社の労働者数などの合計です。次に下段から最低工賃設定品目ごとに最低工賃の対象となる品目の工賃単価、作業量などに関する回答の集計と最低工賃設定品目の規格に該当しない品目に関する回答の集計を(1)の飯茶わん(ふたなし)から 25 ページのケーキ皿まで表示しています。

次に 25 ページ下段の(6)は最低工賃設定品目の工賃単価について、令和 3 年と令和 6 年 10 月を比較した分析結果、26 ページから家内労働者の年齢別、委託期間別などの集計値と委託者の経営状況等に関する集計結果です。

次に 27 ページから家内労働者調査票の調査項目の集計値が掲載されており、30 ページ下段には前回の令和 3 年調査との比較データが掲載されております。最低工賃設定対象品目の転写業務を行っている委託者は表の 3 行目に記載のとおり 12 社から 9 社、家内労働者数は 99 人から 48 人に減少しております。

次に 31 ページ資料№10 を御覧ください。

	年齢階級別と経験年数階級別の家内労働者数を委託者調査票及び家内労働者調査票のデータから集計したもので、どちらも 70 歳以上の家内労働者が最多となっております。 次に 32 ページ、令和 6 年 10 月に委託者から家内労働者に支払われた委託業務に対する工賃額を階級別に分けたもので、委託者調査票による平均工賃額は 59,860 円、最も家内労働者数が多かった工賃額階級は 50,000 円から 59,999 円、下段の家内労働者調査票による平均工賃額は 71,845 円、最も家内労働者数が多かった工賃額階級は 50,000 円から 59,999 円となっております。 次に 33 ページ、上段が 1 個当たりの工賃額から 1 か月当たりの工賃額を算定した表、下段が令和 3 年と令和 6 年の平均工賃額を比較し、上昇率を算定した表になります。 次に 34 ページ、最低工賃設定品目ごとの 1 個当たりの工賃額階級別の委託者数と平均工賃額の表です。 次に 35 ページ、品目別の 1 時間当たり作業量別家内労働者数、36 ページからは品目別に作業量をグラフ化したものです。 説明は以上です。
浅井部会長	ただ今、事務局から陶磁器上絵付業の作業内容及び実態調査の概要について説明がありましたが、委員による実地視察の実施について御意見を伺います。 家内労働者委員、いかがでしょうか。
森川委員	実地視察につきましては、事務局の説明や動画により作業の実態を把握できましたので、特に実施しなくてもよいと思います。
浅井部会長	ありがとうございました。 では、委託者委員はいかがでしょうか。
大脇委員	家内労働者側と同じく、作業実態は把握できましたので実地視察は必要ないと考えます。

浅井部会長	ありがとうございました。 作業内容につきましては、ただ今の事務局の説明や動画により理解できたものとして、委員による実地視察は行わないこととします。 続きまして、関係者の意見聴取について、双方の御意向をお伺いします。 家内労働者委員、いかがでしょうか。
森川委員	意見書の提出や意見陳述の意向はございません。
浅井部会長	委託者委員はいかがでしょうか。
大脇委員	委員に陶磁器上絵付業の事業者があり、その方から会議で述べていただければよいと考えておりますので、別途意見書の提出や意見陳述を行う意向はありません。
浅井部会長	ありがとうございました。 双方から御意見を伺いましたが、意見書の提出による意見聴取及び関係者の意見陳述は行わないことを確認しました。 それでは、最低工賃の改正について、家内労働者側、委託者側双方からの基本的な考え方について御意見をお伺いします。 家内労働者委員、いかがでしょうか。
森川委員	基本的な考え方としては、最低工賃は家内労働者のセーフティーネットということもありますので、今回の改正につきましては、地域別最低賃金との差があるといったこともありますので、そういった最低賃金の上げ率との均衡について、引上げに向かって審議させていただきたいという家内労働者側の意見とさせていただきます。
浅井部会長	ありがとうございました。 委託者側委員はいかがでしょうか
大脇委員	現時点では意見ございません。
浅井部会長	ありがとうございました。 それでは、本日のところは、家内労働者側から家内労働

	者のセーフティーネットの面があるということと、地域別最賃との乖離という現実があり、その均衡を図りたいとの御意見を頂戴しました。委託者側委員につきましては、次回以降御意見を頂戴いたしたいと思います。 では本日はここまでとしまして、配布しました資料や事務局の説明内容をお持ち帰りの上御検討いただき、次回また御議論いただきたいと思います。 最後に議題6「その他」ですが、事務局から何かございますか。
中家室長	予定している議題は特にございません。
浅井部会長	ありがとうございました、 それでは、これをもちまして閉会とします。 次回専門部会は、9月8日月曜日午後1時30分から開催します。 本日はありがとうございました。